

地域医療保健に関する提言

地域医療保健の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医師確保対策について

(1) 産科医・小児科医・外科医・麻酔科医等をはじめとする医師、看護師等の不足や地域間・診療科間等の医師偏在の実態を踏まえ、安心して質の高い医療サービスの安定的な提供を実効あるものとするとともに、医学部を新設して地域に根差した医師を養成するなど、地域を支える医師・看護師等の絶対数を確保するべく即効性のある施策及び十分な財政措置を早急に講じること。

また、病院勤務医及び看護師等の労働環境の改善を図るための支援策及び十分な財政措置を講じること。

さらに、地域医療介護総合確保基金について、高齢化の進行状況や医療・介護資源等の地域間格差、都市自治体の意見等を勘案し、所要額を確保するとともに、弾力的な活用を図ること。

(2) 医学部定員の更なる増員等により、医師の絶対数を確保すること。

(3) 医師等の不足が深刻な特定診療科や救急医療において、医師・看護師等の計画的な育成、確保及び定着が図られるよう、実効ある施策及び十分な財政措置を講じること。

また、産科・小児科医の集約化・重点化に当たっては、拠点病院である公的病院に適切な配慮を行うこと。

(4) 地域医療を担う医師を養成するため、医学部における教育の充実を図ること。

また、都市自治体が実施する医学生修学貸与資金について、返還義務免除時は非課税扱いとすること。

(5) 看護師・助産師等医療を支える専門職の養成・確保及び地元への定着等を図るため、養成機関の充実や労働環境の改善等適切な措置を講じるとともに、財政措置等の充実を図ること。

(6) 離職防止や復職支援等、女性医師等の医療従事者が継続して勤務できる環境を整備するなどの支援策を拡充すること。

(7) 新医師臨床研修制度の導入による医師不足への影響や問題点の検証を踏まえ、地域医療が維持・確保できるよう当該研修制度の改善を図ること。

また、魅力ある研修体制へ向けて努力している地方病院について、適切な財政支援を行うこと。

- (8) 新たな専門医の養成にあたり、医師がさらに偏在することのないよう、地域において医師を確保できる仕組みを整備すること。
- (9) 医師に一定期間の地域医療従事を義務付けるなど、医師を地方に派遣する仕組みについて検討すること。

2. 自治体病院等について

- (1) 自治体病院をはじめ地域の中核病院について、地域の実態に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、十分な財政措置等を講じること。

また、自治体病院を開設する都市自治体に対する地方交付税措置、公立病院特例債の元金償還に対する財政措置及び補償金免除繰上償還制度を拡充すること。

さらに、一般地方独立行政法人化した公的病院の職員共済費について、法人の負担とするよう見直すこと。

- (2) 消費税率引上げに伴い病院事業の負担が増大することから、診療報酬や消費税の制度見直しを図るなど、必要な対策を講じること。

3. 小児救急医療をはじめとする救急医療及び周産期医療の体制整備・運営等の充実強化を図るため、実効ある施策と十分な財政措置を講じること。

4. がん対策について

- (1) 「がん対策推進基本計画」における受診率を達成できるよう、がん検診推進事業及び新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業の検診種別を拡充するとともに、無料クーポン券の助成対象者を過去の受診歴に関わらず5歳ごとの節目年齢の者とするなど、がん対策の一層の充実を図ること。

また、都市自治体が実施するがん検診事業に対する十分な財政措置を講じること。

さらに、検診方法及び検診体制の拡充を図るとともに、十分な財政措置を講じること。

- (2) 女性特有のがんをはじめとするがん検診推進事業を継続するとともに、国の責任において、適切かつ十分な財政措置を講じることにより、安定的な実施体制を構築すること。

その際、国の計画を明確にしたうえで、速やかな情報提供及び十分な啓発を行うとともに、恒久的な制度とすること。

また、事業主等の行うがん検診の受診状況を都市自治体が把握できる仕組みを設けること。

(3) 受診率の向上を図るため、がん検診の実施主体の在り方を検討すること。

5. 感染症対策について

(1) 今後新たに定期接種化されるワクチン及び既存の定期予防接種のワクチンに対し、十分な財政措置を講じること。

また、国民が等しく予防接種を受けることができるよう、制度の整備を図ること。

(2) おたふくかぜ、B型肝炎、ロタウイルスについて、早期に定期接種として位置付けること。

また、法定接種化に当たっては、実施主体である都市自治体と協議するとともに、住民や現場に混乱を招くことのないよう、速やかな情報提供と十分な準備期間を確保すること。

(3) 任意予防接種に対する十分な財政措置を講じるなど、感染症対策を強化すること。

(4) ワクチンの安定供給対策を講じるとともに、国の責任において、価格抑制のための取組みを行うこと。

また、ワクチン価格や問診料等の接種費用について、国の責任において、全国統一的な委託単価標準の設定を行うこと。

さらに、混合ワクチンの開発・導入等により、被接種者等の負担軽減を図ること。

(5) 風しんの流行や先天性風しん症候群を予防する対策を講じるとともに、抗体検査から予防接種まで十分な財政措置を講じること。

(6) 今後発生する恐れのある新型インフルエンザ等の感染症対策について、市町村が地域内の対策を整備・推進するため、必要な財政措置を講じること。

また、感染症発生時における臨時接種の実施基準等、国による適切な初期対応の在り方について明示すること。

(7) 質の高い結核対策を確保するため、感染症指定医療機関に対する財政措置の充実を図ること。

また、結核対策特別促進事業について、前年度に補助対象項目を明確にするとともに、補助申請額全額を確保すること。

- (8) 健康被害救済制度について、被害者の実状に即して補償を拡充すること。
- (9) 成人用肺炎球菌ワクチン等の定期予防接種について、住所地特例制度を導入すること。
- (10) 定期接種化された成人用肺炎球菌ワクチンについて、65歳以上全員を接種対象者とする。
- (11) 水痘ワクチンの定期接種について、接種もれ等により未接種となっている対象者に対し、救済措置を講じること。
- (12) 健康被害者が速やかに救済されるよう、子宮頸がん予防ワクチンによる副反応について、その因果関係を早急に解明・公表するとともに、安全かつ有効な予防対策を講じること。

6. 地域包括ケアシステムの構築に際し、在宅医療を担う医師・看護師の育成・確保を図るなど、在宅医療の充実を図ること。

また、在宅療養支援診療所及びICTを活用した広域的な情報共有システムの整備のための安定的な財政措置を講じること。

7. 地域医療構想について

- (1) 地域医療構想における病床の機能分化・再編について、地域医療の低下を生じないよう、市町村等の関係機関と十分協議を行い、その意見等を尊重し、地域の実情に即したものとすること。
- (2) 地域医療構想の実現に向け医療機関が病床を削減する場合においては、当該医療機関に対し、財政措置を含む支援を行うこと。

8. 各種医療費助成制度について、都市自治体の規模や財政状況等による格差を生じないよう、国の責任において、国民が公平に医療給付を受けられるようにすること。

また、既に実施している各種医療助成について、十分な財政措置を講じること。

9. 不妊治療に係る経済的負担を軽減するため、特定不妊治療費助成事業における対象治療法の範囲等を拡大し、1回当たりの助成限度額を増額するとともに、一般不妊治療に対する助成についても検討し、必要な支援措置を講じること。

また、不育症について、治療方法確立のための研究体制等の充実を図るとともに、治療費等に対する必要な支援措置を講じること。

10. 都市自治体が行う 40 歳未満の者に対する健康診査について、助成制度を創設すること。
11. 骨髄ドナーの休業に対する支援制度を創設すること。
12. 都市自治体における保健師確保のため、大学や保健師養成所等に対し、自治体への就業を促す広報等の働きかけを行うこと。また、人材バンク等の制度創設を図ること。
13. 指定要件を満たした都市自治体が円滑に中核市に移行できるよう、いわゆる「飛び地」等の保健所の所管区域に関する課題を共有し、その解決を図ること。